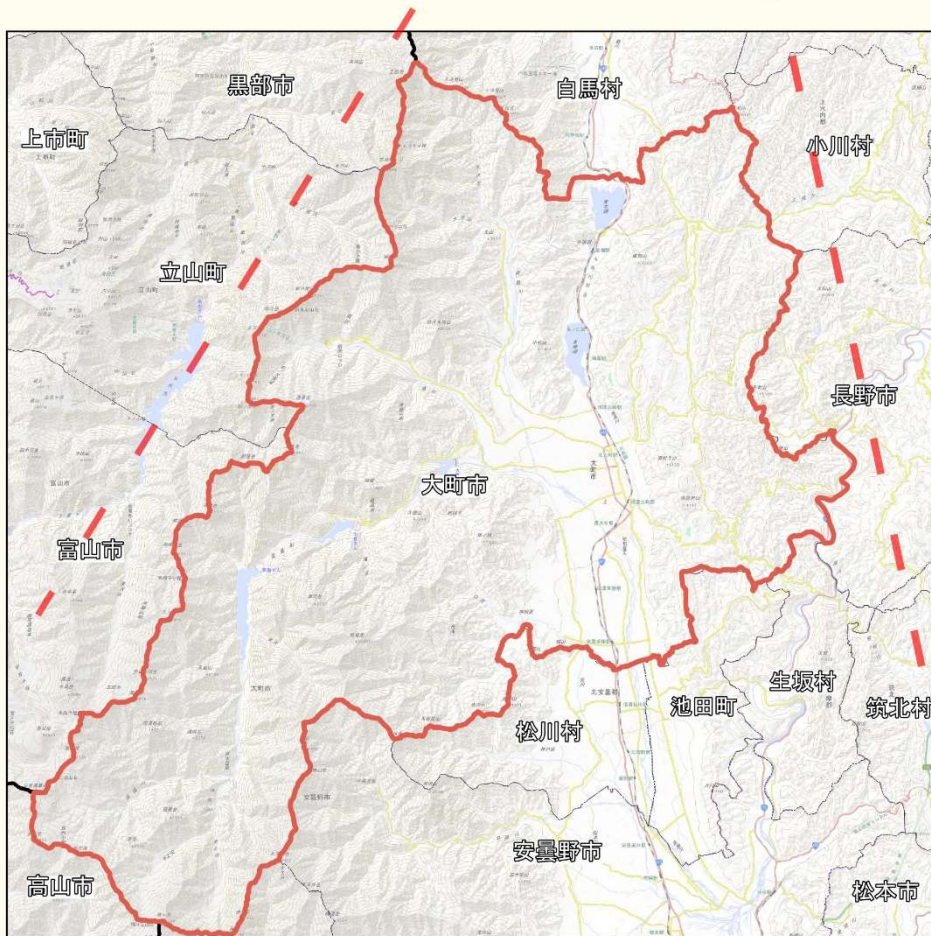
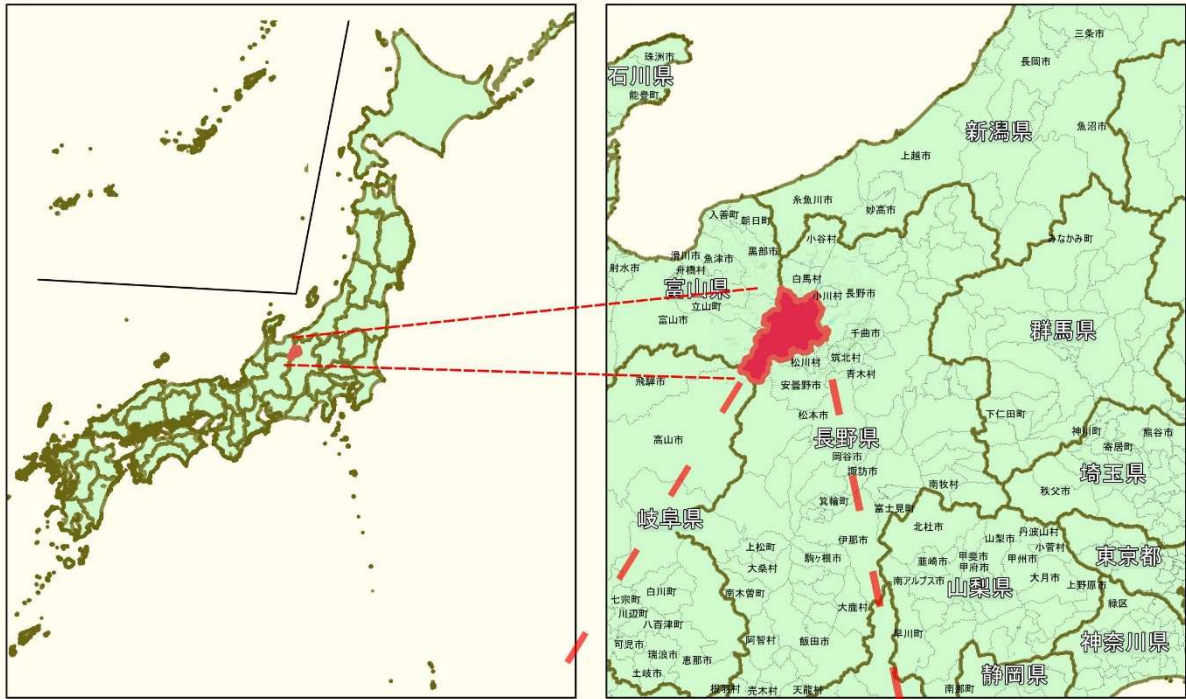


大町市森林整備計画

計画期間 自 令和 8年4月 1日
至 令和 18年3月 31日

長野県
大町市

大町市全図



出典：地理院地図(タイル・標準地図)、基盤地図情報
上記に図形等を加工して作成

目 次

	頁
I 基本的事項	
1 森林整備の現状と課題	1
(1) 地域の概況	
(2) 森林・林業の現状	
(3) 森林・林業の課題	
2 森林整備の基本方針	8
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	11
II 森林の整備	
第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)	12
1 樹種別の立木の標準伐期齢	12
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	12
3 その他	15
第2 造林	15
1 人工造林	16
(1) 対象樹種	
(2) 人工造林の標準的な方法	
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	
2 天然更新	18
(1) 対象樹種	
(2) 方法	
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	21
(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	
(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	22
(1) 造林の対象樹種	
(2) 生育し得る最大の立木の本数	
第3 間伐及び保育	22
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	22
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	
(2) 間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	24
3 その他	24

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林	25
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	25
(1) 水源涵養機能維持増進森林	
(2) 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林、保健・レクリエーション機能森林、 快適環境機能維持増進森林、文化機能維持増進森林、生物多様性保全機能維持増進森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び 当該区域内における施業の方法	26
(1)区域の設定	
(2)森林施業の方法	
第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進	41
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	41
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	41
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	41
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	41
第6 森林施業の共同化の促進	42
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	42
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	42
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	42
第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設	43
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	43
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	43
3 作業路網の整備	43
(1) 基幹路網	
(2) 細部路網	
第8 その他	45
1 林業に従事する者の養成及び確保	45
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	45
III 森林の保護	
第1 鳥獣害の防止	46
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	46
(1)区域の設定	
(2)鳥獣害の防止方法	
2 その他	46

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護	46
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法	46
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	48
3 林野火災の予防の方法	48
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	49
5 その他	49

IV 森林の保健機能の増進

保健機能森林の区域	50
-----------	----

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成	51
2 生活環境の整備	52
3 森林整備を通じた地域振興	52
4 住民参加による森林の整備	52
5 森林経営管理制度に基づく事業	52
6 その他必要な事項	52

【計画策定の経過】	53
-----------	----

VI 参考資料

1 人口及び就業構造	54
2 土地利用	55

〈添付資料〉

別図1 保安林位置図	56
別図2 治山事業位置図	57
別図3 公益的機能別施業森林位置図	58
別図4 効率的施業可能森林位置図	59

注) 「水源涵養」の「涵」は、平成22年11月30日付け内閣法制局総第208号内閣法制次長通知に基づき漢字を用いて振り仮名を付ける表記としていますが、保安林種の名称は、森林法上の表記が仮名であるため、「水源かん養保安林」と表記しています。

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

(1) 地域の概況

◇位置(大町市役所)

東経 137° 51' 03" 北緯 36° 30' 10" 海拔 726m

◇面積

565.15km²

◇気象(令和6年中、大町市の気象情報)

気温			年間総 降水量	風速平均	湿度平均
平均	最高	最低			
11.2℃	35.1℃	-14.1℃	1,580.0mm	2.1m/s	82%

参考:気象庁の過去データ(2024年)

◇地形・地質

大町市は、長野県の北西部に位置し、平成 18 年 1 月の八坂村・美麻村の 2 村との合併により、北は白馬村、西は富山県立山町、東は長野市、南は池田町・松川村などと接しています。

標高は、槍ヶ岳山頂の 3,180mから大町市街地 700m、八坂地区、美麻地区は概ね 800～1,000mに位置し、八坂地区の犀川流域では、440mと起伏に富んでいます。

当市一帯の地形は東西両山地とその間に挟まれた帯状の中央低地(安曇平)で構成され、糸魚川静岡構造線に沿って何回か繰り返された垂直的断層によって形成されました。現在の地形の原型は洪積世(約 100 万年前)に起こった陥没によって形成され、このとき木崎湖・中綱湖・青木湖のいわゆる仁科三湖も形成されたと考えられています。

通称中山山地と呼ばれる東部山地は、第三期の水成岩(約 3,000 万年前)を基盤として造られ、鷹狩山・霊松寺山のようになだらかな起伏を持っています。

西部山地(北アルプス一帯)は、古生代の水成岩(約 3 億年前)を基盤とした険しい地形で、槍ヶ岳をはじめとして、鹿島槍ヶ岳・針ノ木岳などの 2,800m以上の高峰が連なっています。日本の屋根と言われる北アルプスには、日本の数ある断層地形の中でも最高最大の断層地形が展開し、雄大な風景を創り出しています。西部一帯には、北の五竜岳から南の槍ヶ岳頂上まで、峻険な北アルプス山岳が連なり、この一帯は、中部山岳国立公園として保護され、多くの登山客やハイカーに親しまれています。

中央低地はおう盛な堆積作用を持った高瀬川の沖積地を主体として、鹿島川・箆川・乳川などによって形成された扇状地と結合して形成された複合扇状地で、古くから活発な土地利用が行われ、市街地を含めた宅地・農地などはこの中央低地に集中しています。

中央低地を流れる高瀬川の左岸には段丘や中山山地の崩土崖錐層(社方面)が発達し、これらの台地は西部山地と平野部の接点で起こった活発な堆積作用により東偏して流れる高瀬川によって区画されています。

右岸は、自然堤防となった河岸で保護され、安定した砂れきの沖積地(常盤方面)は農地・宅地などに利用されています。

これらの中央低地に挟んだ東西両山地は地形・地質のうえで対照的であり、地質時代のごく最近までは相当の地質変動があったと考えられ、現在も緩慢な地殻運動が続いています。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

本市は、市域面積 56,515ha の約 87%を森林が占めており森林資源に富んでいます。

民有林面積のうち約 38%が人工林で、樹種別構成比率は広葉樹が約 56%となっており、広葉樹の天然林に恵まれている地域です。齢級別構成では、人工林・天然林ともに 15 齢級以上が最も多い状況です。また、豊富な広葉樹資源の更なる活用や空間利用等の促進が望まれます。

【人工林・天然林別の森林資源表】

単位:面積 ha 蓄積^{m³}

民国別	資源量	人工林			天然林			未立木 地等	合計			
		針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計		針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計
民有林	面積	7,220.06	41.27	7,261.33	1,080.61	10,658.95	11,739.56	115.88	8,300.67	10,700.22	115.88	19,116.77
	蓄積	1,807,855	3,697	1,811,552	237,792	1,069,000	1,306,792	0	2,045,647	1,072,697	0	3,118,344
国有林	面積	799.15	0	799.15	10,721.65	9,746.18	20,467.83	8,654.42	11,520.80	9,746.18	8,654.42	29,921.40
	蓄積	185,960	4,635	190,595	979,815	885,315	1,865,130	0	1,165,775	889,950	0	2,055,725
合計	面積	8,019.21	41.27	8,060.48	11,802.26	20,405.13	32,207.39	8,770.30	19,821.47	20,446.40	8,770.30	49,038.17
	蓄積	1,993,815	8,332	2,002,147	1,217,607	1,954,315	3,171,922	0	3,211,422	1,962,647	0	5,174,069

注) 「未立木地等」は、伐跡・未立木地・岩石地・崩壊地・はげ山・施設敷・林地開発・竹林等を含みます。

複層林の場合は上層の樹種を対象として、面積を計算しています。

民有林の人工林割合 面積 38.0% 蓄積 58.1%

【民有林の樹種別構成表】

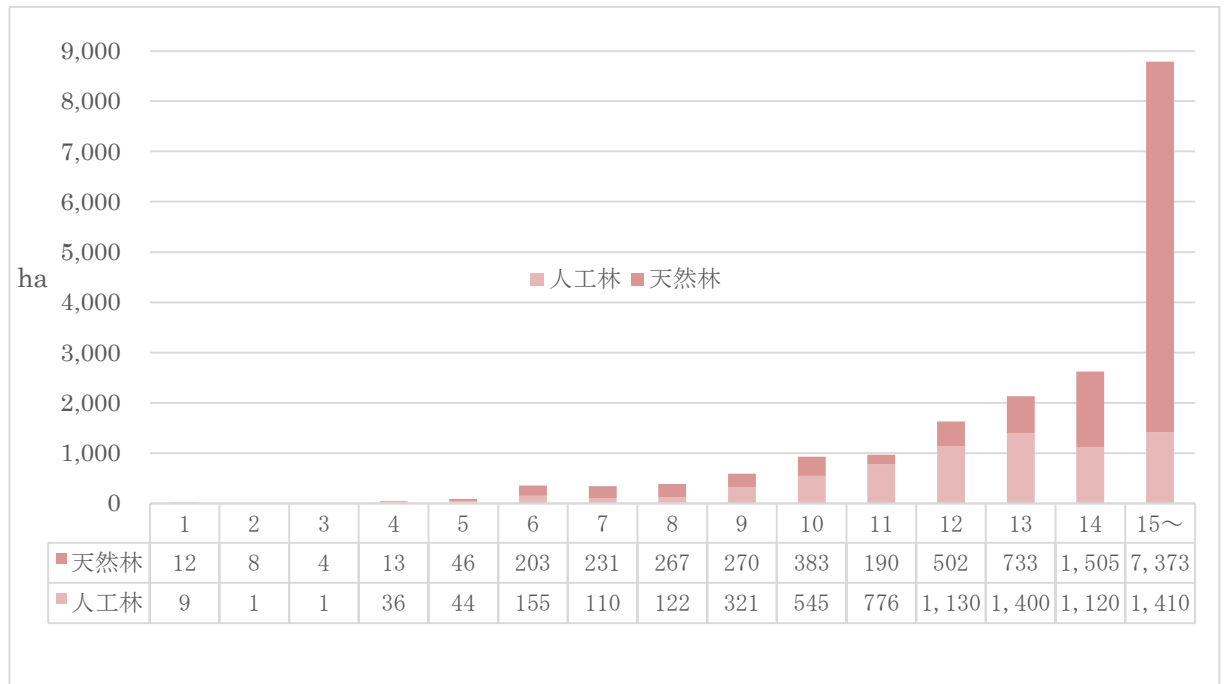
樹種	面積(ha)		蓄積(m ³)	
		比率(%)		比率(%)
アカマツ	2,594.55	13.65	520,027	16.68
カラマツ	2,232.94	11.75	556,325	17.84
スギ	2,180.87	11.48	791,749	25.39
ヒノキ	1,015.77	5.35	123,106	3.95
その他針葉樹	276.54	1.46	54,440	1.75
広葉樹	10,700.22	56.31	1,072,697	34.40
計	19,000.89	100.00	3,118,344	100.00

注) 「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。

四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

未立木地等(115.88ha)は除いています。

【民有林の齢級別構成グラフ】（小数点以下四捨五入）



② 森林の所有形態

大町市の民有林面積 19,116.77ha のうち、公有林を除いた 18,223.11ha が私有林面積であり、約 95%を占めています。

森林施業を計画的・重点的に行うため、小規模所有者の森林に対する関心を高め、共同施業の必要性を周知するよう、県や林業事業体と連携して普及・啓発に努めます。併せて、大町市、林業事業体、地域で中核となる個人林家を始めとした森林所有者等、地域ぐるみで推進体制を整備し、合理的な林業経営を推進します。

【民有林の所有形態】

所有形態別	面積(ha)		材積(m³)		
		割合(%)		割合(%)	
公有林	県	72.58	0.38	11,197	0.36
	市町村	811.08	4.24	159,686	5.12
	財産区	0.00	0.00	0	0.00
	計	883.66	4.62	170,883	5.48
私有林	集落有林	657.34	3.44	104,520	3.35
	団体有林	1,314.34	6.87	173,809	5.57
	個人有林	12,631.01	66.07	2,134,181	68.44
	その他	3,630.42	18.99	534,951	17.15
	計	18,223.11	95.38	2,947,461	94.52
合計	19,116.77	100.00	3,118,344	100.00	

注)四捨五入により、合計が一致しない場合があります。

③ 林業労働の現状

本市における事業体は 13 事業体(100 名)となっています。個人林家は非常に少数であると共に経営規模が小さく、機械化も遅れているため、林業と他産業との兼業が主体です。事業体による森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、個人林家の林業経営の安定と経済性の向上を図ることが重要です。

【事業体別林業従事者数】 ※大町市内

区 分	組合・事業者数	従業者数(人)	備考
森林組合	1	24	北アルプス森林組合
会社	7	38	-
個人事業主	4	9	-
協同組合等	1	29	-
合 計	13	100	-

【林業機械等設置状況】 ※大町市内

単位:台数

機 械 名	森林組合	会社	その他	計
フェラーバンチャ	0	1	0	1
スキッド	0	0	0	0
プロセッサ	0	2	0	2
ハーベスタ	1	1	1	3
フォワーダ	1	3	4	8
タワーヤーダ	0	0	0	0
スイングヤーダ	1	0	0	1
グラブバケット	0	1	1	2
その他	0	0	7	7
計	3	8	13	24

④ 林内路網の整備状況

市内の林道の延長は 60 路線で 129,683m、林道密度は 6.8m/ha であり、森林作業道の延長は 197 路線で 200,645m、密度は 10.4m/ha(林道及び森林作業道の合計 17.3m/ha)となっています。

【路網整備状況(令和6年度末)】

区 分	路 線 数	延 長	密 度 (延長/民有林面積)	
基幹路網	林 道	60 路線	129,683m	6.8m/ha
	森林作業道	197 路線	200,645m	10.4m/ha
	合計	257 路線	330,328m	17.3m/ha

⑤ 保安林の配備、治山事業の実施状況

本市の保安林面積は 4,015.03ha で、民有林面積の約 21%となっており、治山事業の実施状況は下表のとおりです。

【保安林配備状況】

保安林種	面積(ha)	民有林に占める割合(%)
水源かん養保安林	1,524.90	7.98
土砂流出防備保安林	2,403.23	12.57
土砂崩壊防備保安林	0.65	0.00
防風保安林	0.00	0.00
水害防備保安林	0.00	0.00
干害防備保安林	76.41	0.40
落石防止保安林	7.53	0.04
保健保安林	0.32	0.00
風致保安林	0.00	0.00
なだれ防止保安林	2.00	0.01
合計	4,015.03	21.00

※別図1(P56)参照

【治山事業実施状況】

事業名	地区名	計画期間	主な工種
県単治山	八坂 塩沢川(矢田川)	R3	溪間工(河道掘削(土砂除去))
予防治山	八坂 切久保	R4	溪間工(谷止工新設)、流路工
県単治山	八坂 塩沢川	R4	溪間工(河道掘削(土砂除去))
機能強化・老朽化対策	平 源汲(コフロミ沢)	R4~5	谷止工新設
保安林総合改良	美麻 青具	R5	森林整備
機能強化・老朽化対策	社 松崎	R5	谷止工新設
保安林総合改良	美麻 青具	R6	森林整備
復旧治山	八坂 塩沢川	R6	山腹工(ボーリング暗渠工・水路工)
保安林総合改良	美麻 青具	R7	森林整備

※別図2(P57)参照

※調査・測量・設計業務等は掲載していません。

(3) 森林・林業の課題

① 森林の水源涵養^{かん}及び防災機能の発揮について

降った雨を速やかに土壤中に浸透させ、ゆっくりと河川に放出することは、急激な増水の抑制に有効であるとともに、地域住民や地元企業の多くは森林から生まれる水の恩恵を受けていることから、維持増進していく必要があります。

また、森林の土壌保全機能を向上させることは、山地災害から人命・人家等施設への被害を防ぐことにも繋がります。

これら、森林の持つ公益的機能の高度発揮のため、適期適切な森林整備を行うとともに、山地崩壊や病害虫等による森林被害の機能回復を図るため、治山事業の導入も必要となります。

② 主伐再造林の推進について

本市は若い森林の割合が非常に小さく、林業適地での循環的な林業経営のサイクル～植えて、育てて、伐って、使って、また植える～が必ずしも回っているとはいえない状況にあります。

森林資源の循環利用の推進及び公益的な機能(例:森林の持つ二酸化炭素の吸収機能等)を効果的に発揮するためにも、主伐再造林のサイクルづくりを適切に行うことが重要です。

③ 木材の利活用等について

本市の人工林の多くは標準伐期を超えています。木材生産においては、積雪等の気象条件や地域に製材工場等が少ないことなどから、利用拡大が課題となっています。また、市内の民有林面積の約62%を占める天然林についても、家具材、薪材、木質バイオマス材及びパルプ材などへの活用が可能なことから、今後、自然環境との調和を図りながら活用に向けた検討が必要です。

④ 小規模な森林所有形態への対応について

本市の森林では、1人当たりが所有している面積が小さいことから、効率的に森林整備を進めるためには集約化を行うことが有効です。

⑤ 多様なニーズに対応した森林整備

近年は、木材生産や災害の防止のほか、生物多様性の保全、景観形成や自然とのふれあいなど、森林に求める機能が多様化・高度化していることから、市民の皆様からのニーズに対応した森林整備を推進していく必要があります。

⑥ 里山整備の推進について

間伐などの森林整備の遅れで、日照の障害や有害鳥獣による農作物への被害などが発生していることから、里山の整備を推進する必要があります。

⑦ 森林・林業への理解と関心の向上

本市は、多くの緑豊かな森林と豊富な水資源を有していますが、所有者が森林に立ち入る機会は少なく、地籍調査が進んでいないことから、境界が把握されていない森林が多く存在します。今後は、水源涵養をはじめとした森林の持つ多面的な機能のほか、森林整備の必要性を多くの市民の皆様に理解して頂く必要があることから、森林経営管理制度をはじめとする様々な施策を推進し、森林と林業への理解と関心を高めるとともに林業を志す人材を確保するよう、森林と関わる機会の創出に努めます。

⑧ 松くい虫被害

本市における松くい虫被害は、市内南部地域を中心に広がっており、特に標高の低い地域においては被害が拡大傾向にあることから、伐倒くん蒸処理などの防除対策事業を実施していますが、被害は進んでいる状況にあります。今後も継続した防除対策を行うとともに、保全松林の予防対策やアカマツ以外への樹種転換を図るなど新たな対策を推進していく必要があります。

また、ナラ枯れや、その他森林病虫害対策についても取り組んでまいります。

⑨ 生物多様性の保全

多種多様な動植物の生息・生育地となっている森林においては、遺伝子・種・生態系を保全していくため、多様な樹種から成る健全な森林の形成を促します。

⑩ 地域ごとの森林施業の推進方向

森林の現況等から地域ごとに森林施業の推進方向を定めます。

大町地区

- (ア) 地区全域にヒメギフチョウ、ウスバサイシン、ササユリ、オオタカ、ハッチョウトンボの生息域が散在しています。生息域を中心として、生物多様性の保全機能を増進していきます。
- (イ) 麓に市立大町山岳博物館や北アルプスの眺望が美しい鷹狩山、森林に囲まれている大町温泉郷や日向山、スキー場や仁科三湖、国営アルプスあずみの公園や国宝仁科神明宮など、多くの観光地及び文化施設があることから、周辺の森林を中心に、保健・レクリエーション機能や文化機能を増進していきます。
- (ウ) 地形が急峻で地質の脆弱地に成林する森林が散見されることから、雨水等を浸透させる保水機能の高い森林土壌の維持と、下層植生の良好な発達を促進し、山地災害防止機能及び水源涵養機能を増進していきます。
- (エ) 広葉樹を中心に森林資源の成熟が進んでいるほか、形質の優れたカラマツ、ヒノキ林なども存在するため、民有林とともに市有林、林業公社や森林整備センター所有林及び共有林を中心に優良木材の生産を目指し、木材等生産機能を増進していきます。

八坂地区・美麻地区

- (ア) 地形が急峻で地質の脆弱地に成林する森林では、雨水等を浸透させる保水機能の高い森林土壌の維持と、下層植生の良好な発達を促進し、山地災害防止機能及び水源涵養機能を増進していきます。
- (イ) 地形が急峻で地質が脆弱な箇所に位置する水源地では、水源涵養機能を高度に発揮するために、適切な管理が求められます。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林の姿

地域の目指すべき森林の姿と、その目指す姿に誘導する基本的な考え方及び施業の方法は、中部山岳地域森林計画「Ⅱ計画事項」の「第2森林の整備及び保全に関する基本的な事項」の「【表 2-1】 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

また、国では、地方自治体による持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた取組みを推進していくため、自治体による SDGs の達成に向けた優れた取組みを提案する都市を「SDGs 未来都市」として選定しており、本市におきましては、令和2年7月に他の 32 自治体とともに、長野県内の基礎自治体で初めて「SDGs 未来都市」として国から選定されました。

今後は、SDGs 達成に向け策定した『大町市 SDGs 未来都市計画～SDGs 共創パートナーシップにより育む「水が生まれる信濃おおまち」サステナブル・タウン構想』の様々な施策について、市民の皆様を主体として関係団体や企業の皆様と連携を一層強化し、持続可能なまちづくりに努めることとしております。

SDGs 未来都市計画では、2030 年のあるべき姿として、市民主体の産学官金連携による共創の力により、地域資源を生かした各種取組みをすすめ、サステナブル・タウンを実現することとしており、特に至高の地域資源である水を磨き上げることで、水資源を基盤とした地域循環共生都市の一先進モデルを形成することを掲げております。

当市の水資源は、北アルプスの山々や市域の約 87%を占める森林により育まれていることから、これらの地域資源を後世へ引き継いでいくため、森林整備をサステナブル・タウン実現のための重要な施策の一つとして位置づけ推進していきます。



【森林の有する機能とその機能を発揮するための方針】

森林の有する機能	対象とする森林及び整備・保全方針	望ましい森林の姿
<p>かん 水源涵養</p>	<p>【対象とする森林】 市内の多くの森林ではある程度森林土壌が形成され、その機能を発揮しているが特に次の森林を対象とする。 ① 水源涵養保安林 ② 水道水源保全地区 ③ 水資源保全地域 ④ ダム集水区域 ⑤ 水道水源地周辺の森林</p> <p>【整備・保全方針】 良質な水の安定供給を確保する観点から、次の施業を基本とする。 ① 健全な森林土壌の維持のため適切な保育・間伐を進め、下層植生や樹木の根を発達させる。 ② 主伐による裸地は早期に縮小及び分散を図る。 また、自然条件等に応じた天然力を活用した施業も進める。 ③ ダム等の利水施設上流部等、特に重要な水源地域においては、保安林の指定等、必要な管理を進める。</p>	<p>① 粗大孔隙の大きな森林土壌を持つ森林</p> <p>② 階層構造が発達し、他樹種が混交する森林</p> <p>③ 齢級の高い森林</p> <p>④ 林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林</p>
<p>山地災害防止/ 土壌保全</p>	<p>【対象とする森林】 山腹崩壊、土石流など、人命・施設への山地災害が懸念され、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る必要のある次の森林を対象とする。 ① 土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林 ② 砂防指定地周辺 ③ 山地災害危険地区 ④ 山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林</p> <p>【整備・保全方針】 災害に強い森林の維持・増進の観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、裸地化の縮小並びに回避を図る施業を進める。 特に山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林については、県の「災害に強い森林づくり指針」に即した施業を基本とし、併せて保安林の指定等、必要な管理を進める。</p>	<p>① 根系が広く深く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林</p> <p>② 樹冠が適度にうっ閉している森林</p> <p>③ 林床が下層植生や落葉落枝に覆われた森林</p> <p>④ 必要に応じ山地災害を防ぐ施設が整備されている森林</p>

<p>快適環境</p>	<p>【対象とする森林】 日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林や、風害・霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林など、快適な環境の形成の働きを重視する次の森林を対象とする。 ① 防風保安林 ② 地域の生活圏に近接する森林</p> <p>【整備・保全方針】 地域の快適な生活環境を保全する観点から次の施業を基本とする。 ① 樹種の多様性を増進する施業 ② 着葉量を維持するための適切な保育・間伐等</p>	<p>① 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高い森林</p> <p>② 諸被害に対する抵抗性が高い森林</p>
<p>保健・レクリエーション</p>	<p>【対象とする森林】 観光的に魅力のある自然景観や植物群落を有する森林・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う次の森林を対象とする。 ① 保健保安林 ② キャンプ場、森林公園周辺の森林 ③ 景観として優れた森林 ④ 特定の樹種の広葉樹を育成する森林</p> <p>【整備・保全方針】 観光・自然とのふれあいの場を提供する観点から、広葉樹等多様な樹種の導入を図る。 また、必要に応じて保安林の指定やその適切な管理を進める。</p>	<p>① 多様な樹種等からなり、自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林</p> <p>② 必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林</p>
<p>文化</p>	<p>【対象とする森林】 潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する次の森林を対象とする。 ① 風致保安林 ② 都市計画法に規定する風致地区 ③ 文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林</p> <p>【整備・保全方針】 潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を行う。 また、必要に応じて保安林の指定やその適切な管理を進める。</p>	<p>① 史跡・名勝と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林</p> <p>② 必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林</p>
<p>生物多様性保全</p>	<p>【対象とする森林】 森林生態系の観点から様々な生育段階や樹種から構成され、かつ、バランス良く配置された次の森林を対象とする。 ① 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林 ② 陸域、水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林</p> <p>【整備・保全方針】 森林生態系の多様性等を保全する観点から、様々な生育段階や樹種から構成され、かつ、バランス良く配置された生物多様性の維持・増進を図る森林を目指す。</p>	<p>① 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林</p> <p>② 陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林</p>
<p>木材生産</p>	<p>【対象とする森林】 林木の生育に適した森林で、路網状況など効率的な森林施業が可能な森林を対象とする。</p> <p>【整備・保全方針】 木材等の林産物を持続的、安定かつ効率的に供給する観点から、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林及び間伐等の森林整備を進める。</p>	<p>木材需要側の要望に応えられる、森林経営計画の樹立、路網整備などが進められ、木材の供給体制の整った森林</p>

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

① 大町地区

大町地区の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、木材生産活動が実施されるべき人工林帯、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯までバラエティーに富んだ林分構成になっており、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、環境保全や自然とのふれあい・共生、水源涵養^{かん}などの役割が求められています。そのため、木材生産活動のみならず、環境保全や水源涵養^{かん}を考慮した森林整備を推進します。

② 八坂地区

八坂地区の森林は用材林としての適地が多いことから、用材林の育成を主として推進します。

地形が急峻で、地質が脆弱な箇所が多く存在するため、山地災害予防機能の高い森林整備を実施していくとともに、重要な水源地でもあるため、水源涵養^{かん}や災害の防止を重点にした森林施業を推進します。

また、松くい虫被害対策として、関係者による伐倒駆除を進めます。急峻な地形で伐倒くん蒸処理などの防除対策が困難な場所では被害が拡大するため、上籠地区では3haの薬剤空中散布を実施しています。

③ 美麻地区

美麻地区の森林は、比較的緩傾斜の林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、重要な水源地が存在する中・大径木の広葉樹が樹立する天然生の樹林帯、薪炭林として利用されてきた里山林などバラエティーに富んだ林分構成となっています。

現在は、森林経営計画の策定が活発に行われ、森林整備が進んでいることから、今後も計画樹立地に隣接する森林整備を積極的に推進します。

④ 森林所有者の意向調査をもとに森林経営管理制度の活用について重点的に取り組みます。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

中信森林管理署、長野県北アルプス地域振興局、大町市、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

II 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢
針葉樹	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広葉樹	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新とする場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の存在と保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林(人工造林又は天然更新)により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。

なお、主伐方法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区 分	主 伐 の 方 法 の 内 容
皆 伐	伐採区域の森林を構成する立木の全部を一度に伐採し収穫する方法であり、伐採跡地が直ちに更新されることを前提としている。更新は一斉に同齢林に更新することから、植林が一般的である。
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、更新を図りながら環境の改変を小さくする作業法。 なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が30%以下の択伐をいう。(伐採後の造林を人工植栽とする場合は、40%以下の択伐率)

【主伐の留意事項】

区 分	留 意 事 項
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅(20m以上)を確保する。 ② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。 ⑦ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。 ⑧ あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。 ⑨ 林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため、必要な場合には人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置する。
皆 伐	<ol style="list-style-type: none"> ① 原則として傾斜が急な箇所、風害・雪害の気象害がある箇所、獣害の被害が激しいところは避け、確実に更新が図られる箇所で行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20haを超えないものとする。また、長野県主伐・再造林ガイドライン(令和5年3月長野県林務部)に基づき、一伐区あたりの面積はおおむね5haまでを推奨する。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅20m以上(周辺森林の成木が20mを超える場合は、樹高程度以上)の保残帯を設けること。

皆 伐	<p>④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。</p> <p>⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。 河川、溪流沿いの水辺環境、耕作地 人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道</p>
択 伐	<p>① 群状伐採にあつては、一箇所当たりの伐区面積は0.05ha未満とし、隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。</p> <p>② 帯状伐採にあつては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。</p> <p>③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。</p>

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでについて留意してください。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、20m以上の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採後の造林の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	大町市
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	
森林経営計画に係る伐採等の届出書	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は長野県北アルプス地域振興局、市認定計画は大町市)
	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間に確認する。	

注) 「伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採造林届出書」という。)」を提出した森林については、伐採が完了した日から30日以内に「伐採に係る森林の状況報告」を、造林を完了した日(伐採後に森林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日)から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る状況報告書」を、それぞれ提出することが義務付けられています。

確認方法は、「第2 造林」の人工造林、天然更新の基準及び調査等方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県北アルプス地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととします。

第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林または天然更新によるものとしますが、可能な限り確実な更新が見込まれる人工造林に努めることとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林による更新を図ることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、県内の採種園の植栽木を踏まえ、成長に優れた特定母樹やエリートツリー(第2世代精英樹等)等の苗木や花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとします。

また、造林木の土地や風土といった生育環境に配慮し、できるだけ長野県産苗木を選定することとします。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や大町市の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

区 分	樹 種 名		
人工造林の対象樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ
	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽木は、適地適木を旨とし、苗木や品種の特性を踏まえて選定を行います。

植栽本数は、以下の表の植栽本数を標準として、多様な施業体系や木材生産目標等を考慮し、疎仕立てでは一般材・合板材等、中庸仕立てでは優良材・大径材等を生産することを目標として検討します。

なお、効率的な施業の実施の観点から技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた植栽本数について配慮しつつ、低密度植栽（疎仕立て）の導入に努めることとします。

また、伐採に用いた林業機械を地拵えや苗木運搬なども活用して、軽労化を図ると共に、伐採から造林までの一貫作業の導入を進め（積雪地での翌年植栽を含む）植栽適期が広いコンテナ苗の使用や、下刈回数を少なくするため大苗を使用し、低コスト化を図るものとします。

これらを踏まえて、植栽木とその植栽本数を決定します。

仕立て方法	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹
	ha 当たりの植栽本数（本）目安					
疎仕立て	1,500	-	-	1,500	-	-
疎仕立て～ 中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	1,800	2,000	-
中庸仕立て	3,000	3,000	3,000	2,300	3,000	3,000

注) 保安林にあっては、指定施業要件に定める植栽本数以上を行うこととします。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵え	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理するとともに、林地の保全に配慮すること また、伐採・搬出に用いる林業機械を地拵え作業でも活用し、作業の効率化に努めること。
植付け	コンテナ苗木等の特性、植栽する苗木の種類、気候、その他立地条件、既往の植栽方法及び施業の効率性を勘案するとともに、適期に植え付けること。
野生鳥獣による被害防止	近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所も今後発生する恐れがあることから、鳥獣害防止対策を検討すること。
人工造林の省力・低コスト化	機械による地拵え・苗木運搬や伐採・造林の一貫作業並びに低密度植栽等の技術を適切に組み合わせることにより、造林作業全体の省力・低コスト化に努めること。 組み合わせにあたっては、傾斜等の立地条件や林業事業者の体制等を踏まえ、各地域において最適と考えられる方法を選択すること。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過する日までの期間	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間

2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

天然更新の対象地	周辺森林からの実生による更新可能地
	ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
	人工造林不成績地で天然更新が進行した箇所 (森林病虫害、野生鳥獣被害地も含む)
	気象害等の被害跡地で天然更新が進行した箇所

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

パッコヤナギ(ヤナギ科)	オノエヤナギ(ヤナギ科)	その他ヤナギ類(ヤナギ科)
サワグルミ(クルミ科)	オニグルミ(クルミ科)	ヨグソミネバリ(ミズメ)(カバノキ科)
ウダイカンバ(カバノキ科)	シラカンバ(カバノキ科)	ダケカンバ(カバノキ科)
ネコシデ(カバノキ科)	ハンノキ(カバノキ科)	ケヤマハンノキ(カバノキ科)
コバノヤマハンノキ(カバノキ科)	ヤハズハンノキ(カバノキ科)	ミヤマハンノキ(カバノキ科)
ヤシャブシ(カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ(カバノキ科)	ヒメヤシャブシ(カバノキ科)
オオバヤシャブシ(カバノキ科)	アサダ(カバノキ科)	サワシバ(カバノキ科)
クマシデ(カバノキ科)	イヌシデ(カバノキ科)	アカシデ(カバノキ科)
ブナ(ブナ科)	イヌブナ(ブナ科)	コナラ(ブナ科)
ミズナラ(ブナ科)	クヌギ(ブナ科)	カシワ(ブナ科)
クリ(ブナ科)	オヒョウ(ニレ科)	エノキ(ニレ科)
エゾエノキ(ニレ科)	ハルニレ(ニレ科)	ケヤキ(ニレ科)
フサザクラ(フサザクラ科)	カツラ(カツラ科)	ヒロハカツラ(カツラ科)
タムシバ(モクレン科)	コブシ(モクレン科)	ホオノキ(モクレン科)
カスミザクラ(バラ科)	オオヤマザクラ(バラ科)	ミヤマザクラ(バラ科)
ウワミズザクラ(バラ科)	イヌザクラ(バラ科)	ズミ(バラ科)
アズキナシ(バラ科)	ウラジロノキ(バラ科)	ナナカマド(バラ科)
キハダ(ミカン科)	イタヤカエデ(カエデ科)	ウリハダカエデ(カエデ科)
オオモミジ(カエデ科)	ヤマモミジ(カエデ科)	コミネカエデ(カエデ科)
ミネカエデ(カエデ科)	トチノキ(トチノキ科)	シナノキ(シナノキ科)
オオバボダイジュ(シナノキ科)	ハリギリ(ウコギ科)	コシアブラ(ウコギ科)
ヤマボウシ(ミズキ科)	ミズキ(ミズキ科)	クマノミズキ(ミズキ科)
リョウブ(リョウブ科)	オオバアサガラ(エゴノキ科)	コバトネリコ(アオダモ)(モクセイ科)
ヤチダモ(モクセイ科)	アカマツ(マツ科)	カラマツ(マツ科)
キタゴヨウ(マツ科)	チョウセンゴヨウ(マツ科)	モミ(マツ科)

ウラジロモミ(マツ科)	シラビソ(マツ科)	オオシラビソ(マツ科)
トウヒ(マツ科)	ツガ(マツ科)	コメツガ(マツ科)
スギ(スギ科)	ヒノキ(ヒノキ科)	サワラ(ヒノキ科)
アスナロ(ヒノキ科)	クロバ(ネズコ)(ヒノキ科)	ネズミサシ(ヒノキ科)
イチイ(イチイ科)		

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するおむねの限界根元直径(参考)
ぼう芽更新樹種	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30 本	50 cm
	コナラ(ブナ科)	10 cm	20 本	40 cm
	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm
	ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
	※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10 本	20 cm
	※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10 本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10 本	30 cm
	※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10 本	20 cm

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成 24 年 3 月 林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としました。)

(2) 方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期待成立本数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	方法	内容
天然更新	天然下種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。
	ぼう芽更新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種を成立させるために行うものとする。

天然更新補助作業	地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
	刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うものとする。
	植込み	更新樹種の生育状況等を勘察し、天然更新が不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。必要な場合は、長野県北アルプス地域振興局の林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼します。

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ1ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅)m×10(長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分(2m×2m×5プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、野帳に記録し、写真を撮影して保管します。

② 更新の判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000本/ha以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、ぼう芽更新樹種一覧表を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加的な天然更新補助作業(刈り出し等)または植栽を実施することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とします。

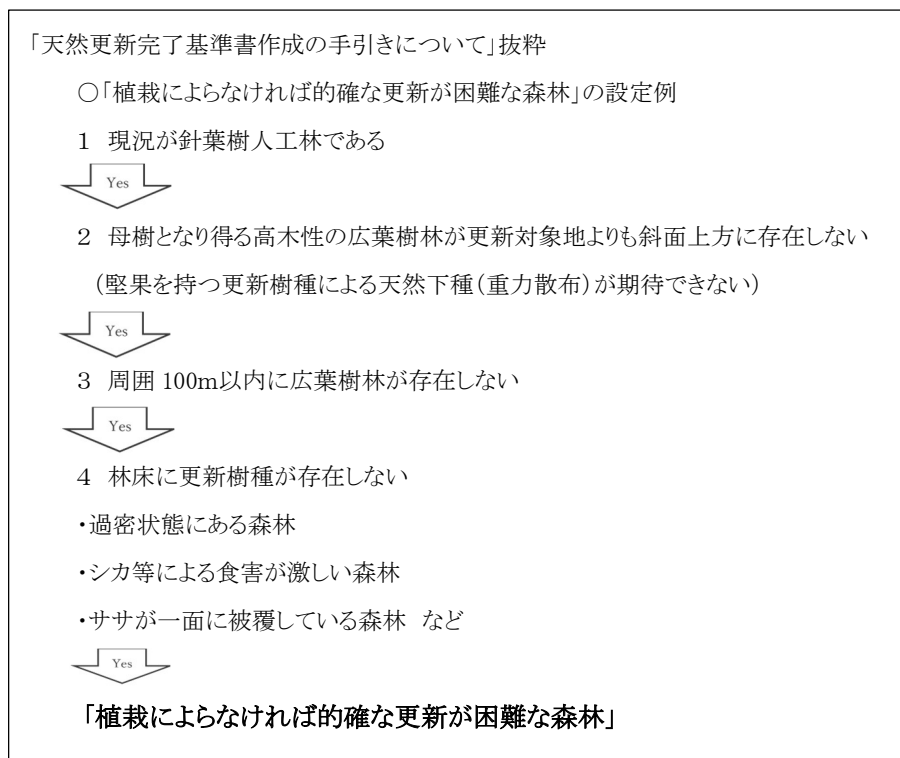
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成 24 年3月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知)の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても原則、人工造林を計画することとします。



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
該当箇所はありません。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合 1の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合 2の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとします。

第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあっては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあっては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
スギ(裏系) (地位級Ⅰ)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)	55 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)	88 (-%)
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅳ)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-	-
スギ(裏系) (地位級Ⅴ)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-	-
カラマツ (地位級Ⅰ)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅱ)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	-
カラマツ (地位級Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	-
カラマツ (地位級Ⅳ)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	-
アカマツ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)
アカマツ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)	-
アカマツ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-
アカマツ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	-	-	-
ヒノキ (地位級Ⅰ)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-
ヒノキ (地位級Ⅳ)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-
ヒノキ (地位級Ⅴ)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	-	-	-

注) ()内は、本数間伐率

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

区 分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	20 年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいいます。また、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行います。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工林林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考に個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木(被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など)を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬 ～7月上旬 (2回目) 7月下旬 ～8月下旬	2年生～ 10年生	年1～2 回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとする。こと。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。 ⑤ 作業の省力化・効率化にも留意する。
枝打ち	スギ ヒノキ	11月～5月	11年生～ 30年生	最大8m までに必要回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月～7月 (9月～3月)	11年生～ 25年生	1回～ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。 ② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬～ 7月上旬	11年生～ 30年生	必要に応じて 2～3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望ましい。

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。

イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施業を行うものとします。

ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和4年3月16日付3森推第838号長野県林務部長通知）」に従い、伐採及び運搬については、「大北地域松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和5年2月15日 北アルプス地域振興局長一部改正通知）」により実施し、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森

林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止 機能/土壌保全機能、快適環境機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1(P28～31)に定めます。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養 機能維持 増進森林	50年	50年	55年	50年	70年	25年	30年	80年	30年

(2) 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林、保健・レクリエーション機能維持増進森林、快適環境機能維持増進森林、文化機能維持増進森林、生物多様性保全機能維持増進森林

ア 区域の設定

- ① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林(別表2 ※P32～35)
- ② 快適環境機能維持増進森林(別表3 ※P36)
- ③ 保健・レクリエーション機能維持増進森林(別表4 ※P36)
- ④ 文化機能維持増進森林(別表5 ※P37)
- ⑤ 生物多様性保全機能維持増進森林(別表6 ※P37)

イ 森林施業の方法

アに掲げる森林については、原則として長伐期施業を推進すべき森林として定めます。ただし、公益的機能区分評価は、小班単位ごと評価していることから、主伐等の判断については、施業番号毎に法令等の制限により判断します。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

区域	樹 種								
	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの 森林	おおむね 80年	おおむね 80年	おおむね 90年	おおむね 80年	おおむね 120年	おおむね 30年	おおむね 40年	おおむね 140年	おおむね 40年

森林病虫獣害対策として更新を行うために伐採する森林と一体的に管理する森林のうち、残置することにより風害等の被害を受け、森林の健全性の維持の観点から同時に伐採して更新を図ることが望ましい森林についてはこの限りでない。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材生産機能維持増進森林(別表7 ※P38～39)のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおりです。また、森林の区域について別表8(P40)に定めます。

【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】

機能区分	設定基準	設定区域
特に効率的な施業が可能な森林の区域	木材生産機能維持増進森林の区域のうち林小班単位で設定する	次の①～⑤の全てに該当する森林 ① 人工林が過半 ② 地位3以上の森林が過半 ③ 平均傾斜が30度以下 ④ 道から小班の距離が200m以内 ⑤ 制限林は除外 ※その他、これらの条件に準ずると市長が判断した箇所

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域内における人工林の主伐後においては、原則として、植栽による更新を図ることとします。

ただし、立地条件や植生等により植栽が困難である場合はこの限りとせず、天然更新による更新も可能とします。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

施業種		施業の方法
植栽		<p>主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。</p> <p>「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。</p> <p>「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、2年以内に植栽する。</p>
間伐		<p>おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以下の伐採とする。</p>
主伐	林齢	標準伐期齢以上
	伐採方法	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
		伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。
伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カマルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。	

別表3 快適環境機能維持増進森林

区分	施業の方法	地区	林班	森林の区域														面積(ha)			
				小班																	
				い	ろ	は	に	ほ	へ	と	ち	り	ぬ	る	を	わ	か		よ	た	
快適環境機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林 ※標準伐期齡×2倍	旧大町市	136	○																	6.90
(以上)																					

別表4 保健・レクリエーション機能維持増進森林

区分	施業の方法	地区	林班	森林の区域														面積(ha)			
				小班																	
				い	ろ	は	に	ほ	へ	と	ち	り	ぬ	る	を	わ	か		よ	た	
保健・レクリエーション機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林 ※標準伐期齡×2倍	旧大町市	9	○	○																160.51
			15		○		○	○													
			16	○	○																
			17	○	○	○	○	○													
			18	○																	
			43								○										
			66		○																
			101				○														
			120	○																	
			121		○																
(以上)																					

区分	施業の方法	地区	林班	森林の区域																			
				小班																			
				い	ろ	は	に	ほ	へ	と	ち	り	ぬ	る	を	わ	か	よ	た				
木材生産機能維持増進森林	標準伐期齢以上	旧大町市	139				○	○	○														
			140								○	○											
		八坂地区	1001	○			○	○	○	○	○	○											
			1002	○	○		○	○															
			1003	○	○	○	○	○	○	○	○												
			1005	○	○	○	○	○	○	○													
			1007				○	○															
			1008	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
			1010	○	○	○	○																
			1011	○	○	○	○	○	○			○											
			1012	○	○	○	○	○	○	○													
			1023	○																			
			1038	○				○															
			1042	○	○	○	○	○	○														
			美麻地区	2004	○	○	○	○	○	○													
				2005	○	○					○	○											
		2007		○	○	○	○	○	○	○													
		2008		○	○	○	○	○	○	○	○												
		2009		○	○	○	○	○	○	○													
		2010		○	○	○	○	○	○	○													
		2011		○	○	○	○	○	○	○													
		2012		○	○																		
		2013		○	○																		
		2014		○	○	○	○	○															
		2015		○	○	○	○																
		2016		○	○	○	○	○															
		2017		○	○	○	○	○	○	○													
		2018		○	○	○	○	○	○	○	○												
		2019		○	○	○	○	○															
		2020		○	○	○	○	○	○	○	○												
		2021		○	○	○	○	○															
		2022		○	○		○	○	○	○	○												
		2023					○	○															
		2051									○												
		2073											○	○									
		2083		○	○	○	○	○	○	○	○												
		2084		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
		2085		○	○	○	○	○	○														
		2086		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
		2087		○	○	○	○	○															
2089	○				○																		
2090	○																						

(以上)

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者や森林組合等、林業事業者による森林経営計画が策定されるよう促進し、持続的な森林経営を推進します。

本市における個人森林所有者は、5ha未滿の小規模所有が多いため、所有者単独での森林経営は成り立ちにくいと考えられます。集落ごとに森林所有者からなる協議会を設置するなど、地域ぐるみの推進体制を推進します。また、集落単位で間伐などの森林施業の実施に関する話し合いを行い、林業事業者との施業委託を図っていきます。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業者、特定非営利活動法人(NPO法人)、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業者との間で森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知すること。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意します。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、中信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の共同化等が効率的な方法について検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きかけます。
- ④ 特定非営利活動法人(NPO 法人)等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに相当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図ります。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図ります。

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

(単位:m/ha)

区分	作業システム	基幹路網密度			細部路網密度	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 0～15° 未満	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 15～30° 未満	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 30～35° 未満	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 35° ～	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画します。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進区域として路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
林道規程	昭和 48 年4月1日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知 最終改正：令和 3 年 3 月 25 日 2 林整整第 1210 号林野庁長官通知
林道技術基準	平成 10 年3月 4 日付け9林野基第 812 号林野庁長官通知 最終改正：令和 7 年 3 月 24 日 6 林政経第 671 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年9月 24 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官通知 最終改正：令和 3 年 4 月 1 日 2 林整整第 1396 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日付け 23 信木第 39 号林務部長通知 最終改正：平成 23 年 11 月 18 日付け 23 信木第 384 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年3月 23 日付け 23 信木第 542 号林務部長通知
林業専用道作設指針の運用	平成 27 年 3 月 26 日付け 26 林整整第 845 号林野庁森林整備部長通知 最終改正：令和 6 年 4 月 18 日付け 6 林整整第 7 号林野庁森林整備部長、国有林野部長通知

イ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備 考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日付け林整第 656 号林野庁長官通知 最終改正：令和 5 年 3 月 31 日 4 林整整第 923 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日付け 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日付け 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や(一財)長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、広域市町村と連携し、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養^{かん}や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしなが^ら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

また、再造林を促進するうえで、苗木の安定した確保は重要であることから、苗木の生産者の育成・確保に努めてまいります。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について広域市町村と連携し、森林組合等林業事業体と検討します。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

作業の種類		現状 (参考)	将来
伐倒 造材 集材	緩中傾斜地	(車両系システム) チェンソー、ハーベスタ → フォワーダ → トラック	(車両系システム) チェンソー、ハーベスタ → フォ ワーダ → グラップル、トレーラー
	急傾斜地	(車両系システム) チェンソー、プロセッサ → フォワーダ → トラック	(架線系システム) チェンソー → スイングヤーダ、タ ワーヤーダ → グラップル、トレー ラー
造林 保育等	地拵え	バックホー、グラップル	グラップル (バケット)、レーキ
	下刈り	草刈り機	自走刈払い機

III 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を下表に定めます。

(2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	131. 132. 133. 135. 136	243. 90

2 その他

林業事業体、森林所有者から情報収集により鳥獣による被害状況について情報収集を行い、必要に応じて鳥獣被害防止区域の設定を検討します。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 松くい虫の被害防止

「松くい虫被害レベルマップ」等を活用して守るべき松林を明確に定め、次の措置を効果的に組み合わせながら対策を講じます。

- ・伐倒駆除
- ・薬剤散布等の各種予防事業
- ・守るべき松林の周辺部の樹種転換
- ・抵抗性を有するマツへの転換

○伐採及び運搬に関するアカマツ林施業の基準について

全県共通の指針である「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和4年3月16日付け3森推第838号 林務部長通知）」を基に各地域振興局管内で独自基準を設けています。

松くい虫被害を拡大させないために、伐採及び運搬については、「大北地域松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針（令和5年2月15日 北アルプス地域振興局長一部改正通知）」により実施します。

なお、枯損木については、木質バイオマスエネルギー等としての利用を促進します。

主伐の場合は、適確な更新を図ることとします。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターの指導、助言による効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

防災上あるいは景観上維持すべきナラ類があることから、防除対策等について長野県林業総合センターを中心とした試験研究、広葉樹林の整備等を実施します。

また、別荘地等での予防処置として、健全木への侵入防止を目的とする粘着剤塗布やビニールシート巻木等の物理的防除、殺菌剤の注入によるナラ菌の殺菌とカシノナガキクイムシの繁殖抑制等も保全場所に応じて実施します。

また、被害の早期発見、被害発生地域の監視と関係者の情報共有を強化し、より効果的かつ総合的な被害監視・被害防除対策の推進を図ります。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病害虫等の被害防止

その他の病害虫が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

鳥獣被害を効果的に防止するためには、鳥獣を寄せ付けない集落づくりとともに、個体数の調整(捕獲)を強化していくことが重要です。

このため、次の7つの対策を総合的に組み合わせ、野生鳥獣による農林水産業被害の軽減や人身被害の防止を図り「野生動物との棲み分け」の実現を目指していきます。

- ①大型捕獲檻等の導入による適正な個体数調整(捕獲)の強化
- ②コンピューターと通信技術(ICT)を駆使した捕獲
- ③追い払い活動(モンキードッグ)等による被害防除
- ④農地に寄せ付けないための侵入防止柵の設置
- ⑤隠れ場所となる藪の刈り払い等生息環境管理
- ⑥餌となる誘因物の除去の周知徹底
- ⑦鳥獣被害対策実施隊による被害防止対策の検討

3 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業体や地域住民による巡視の体制も検討します。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合は森林法第 21 条に基づき実施しなければならないため、火入れの許可に当たっては「大町市火入れに関する条例(昭和 59 年 9 月 28 日条例第 27 号)」に基づき、下記のとに留意します。

項 目	内 容
火入れの許可申請の 必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地(地域森林計画区域外も含む)
火入れの目的	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの
許可条件	期間(7日以内) 面積(1件当たり5ha 以内) ※1ha 以下の区画に火入れをし、完全に消化したことを確認後、次の 1ha 以下の区画に火入れを行う場合は、5ha を超える火入れが可能。 従事者(1ha まで 15 人以上) ※1ha を超える場合は、超える部分の面積 1ha あたり 5 人を加えた人数とする。
申請方法	火入れを行う 10 日前までに農林水産課に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書 ② 火入れ(野焼き)を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図(ないときは担当に相談) ③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書 ④ 請負(委託)契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し

5 その他

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森 林 の 区 域 (林小班)
85林班ろ小班、86 林班は・に小班、96 林班い・ろ・は小班、100 林班い・ろ・は・に・ほ・へ・と小班、101 林班い・ろ・は・ほ・へ・と小班、102 林班い・ろ・は・に小班、105 林班い・ろ・は・に・ほ小班、123 林班全小班、124 林班全小班、127 林班全小班、128 林班全小班、129 林班全小班、135 林班い・へ小班、136 林班、1005 に小班

IV 森林の保健機能の増進

保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林に設定します。(別表3～5のとおり ※P36～37 参照)

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

(1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 公益的機能別施業森林等の整備

ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽

エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

オ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

森林経営計画(区域計画)の要件となる一体整備相当区域

区域名	林 班	区域面積(ha)
切久保地区	99. 1007. 1008. 1010. 1011. 1012. 2004. 2005	443.54
常盤地区	122. 123. 124. 125. 127. 128. 129. 137. 138. 139. 140	1,005.34
泉地区	131. 132. 133. 135. 136	243.90
二重地区	2085. 2086	123.95
青具地区	2041. 2043. 2045. 2048. 2049	278.16
三日町地区	97. 98. 100. 101	399.80
明野地区	1001. 1002. 1003. 1005	211.35
大塩地区	2007. 2008	88.01
青木地区	64. 65. 66. 67	186.07
源汲地区	17. 19. 20. 22. 23	241.39
北山地区	74. 75. 76	162.91
曾根原地区	108. 109. 110. 111	327.70
日向山地区	13. 14. 15. 18	304.06
社地区	106. 107	148.25

2 生活環境の整備

本市では、定住促進ビジョンに沿って移住・定住を促進することとしています。これに基づき、空き家情報の発信や具体的な移住を検討できる魅力体験ツアーなどを実施していることから、林業を含めた職業の情報提供などに努め、UJターン者等の移住・定住に向けた取り組みを進めていきます。

3 森林整備を通じた地域振興

本市は、北アルプスの山々をはじめ仁科三湖など魅力的な観光資源を数多く有していることから、森林の景観保全による観光の振興や、薪ストーブ、薪ボイラー及びチップ供給施設の普及促進などによる地域材の利活用、魅力ある林業の推進による移住定住の促進、水資源の保全など森林整備を通じた地域振興を図ります。また、木育を推進するための幼児への木のぬくもりプレゼントや森林整備の理解促進のための水の教育にも取り組みます。

4 住民参加による森林の整備

里山と地域の関係性を再構築し、地域の主体的な里山の整備・利用を推進するため、長野県ふるさと森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」に美麻二重、常盤下一の2つの地域が認定されており、間伐や枝払い、薪の生産や遊歩道の整備、森林環境教育など市民の皆様による地域活動が行われています。

今後は、これらの取り組みを支援するとともに、長野県が平成15年度より実施している「森林の里親促進事業」等も活用しながら、企業・住民・林業事業者・行政等が連携して、里山等の森林整備を行う取組を推進します。

5 森林経営管理制度に基づく事業

森林経営管理法(平成30年法律第35号)に基づき森林所有者の探索や意向調査を実施し、森林経営管理事業を計画していくこととします。

6 その他必要な事項

(1) 大町市有林の経営に関する事項

本市で計画している東山観光整備計画に基づき、東山地域の観光推進のため、東山地域に散在する文化・歴史に関連する資源や山・河川等の自然資源及びこれに関連する観光施設と大町温泉郷などの潜在拠点や黒部ダム等の周辺資源の連携を見据えた鷹狩山など、市有林整備の実施を検討していきます。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

森林整備等を実施する際は、市文化財センター及び参考文献等により正確な位置と文化財の種類を確認し、留意します。

参考文献

大町地区:「長野県大町市遺跡詳細分布調査報告書 大町の遺跡」

八坂地区:「山の理想郷八坂てくてくガイド」

美麻地区:「美麻村遺跡分布調査報告書」

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方(敬称略)
令和7年12月24日	林業・森林に関する有識者への意見照会	北アルプス森林組合 企業組合山仕事創造舎 菅沢 和博

2 公告・縦覧期間

令和8年1月22日 ～ 令和8年2月19日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏名
農林水産課	課長	西澤 勲
農林水産課 森林振興係	課長補佐	手塚 崇
〃	主事補	原嶋 拓磨

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者(敬称略)

所 属	課・係	職	氏 名
北アルプス地域振興局	林務課普及林産係	主任森林経営専門技術員	清水 亮

5 計画の公表計画

公表の方法	時 期
大町市公式サイト	計画樹立後1ヶ月以内

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

	2010年	2015年	2020年
0～4歳	967	823	678
5～9歳	1,230	958	810
10～14歳	1,523	1,249	972
15～19歳	1,281	1,245	1,029
20～24歳	866	892	929
25～29歳	1,200	961	875
30～34歳	1,521	1,117	864
35～39歳	1,864	1,480	1,100
40～44歳	1,835	1,790	1,470
45～49歳	1,761	1,807	1,738
50～54歳	1,757	1,721	1,769
55～59歳	2,191	1,728	1,707
60～64歳	2,630	2,159	1,693
65～79歳	2,186	2,522	2,070
70～74歳	1,921	2,054	2,365
75～79歳	1,924	1,744	1,823
80～84歳	1,601	1,590	1,474
85歳以上	1,488	1,856	2,159
年齢不詳	55	345	504
総数	29,801	28,041	26,029

(出典: 国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		
実数 (人)	2010年	14,812	1,262	92	9	1,363	4,385	8,859
	2015年	14,018	1,150	71	7	1,228	3,956	8,513
	2020年	12,168	1,021	59	3	1,083	3,336	7,567
構成比 (%)	2010年	100%	9%	1%未満	1%未満	9%	30%	60%
	2015年	100%	8%	1%未満	1%未満	9%	28%	61%
	2020年	100%	9%	1%未満	1%未満	9%	28%	63%

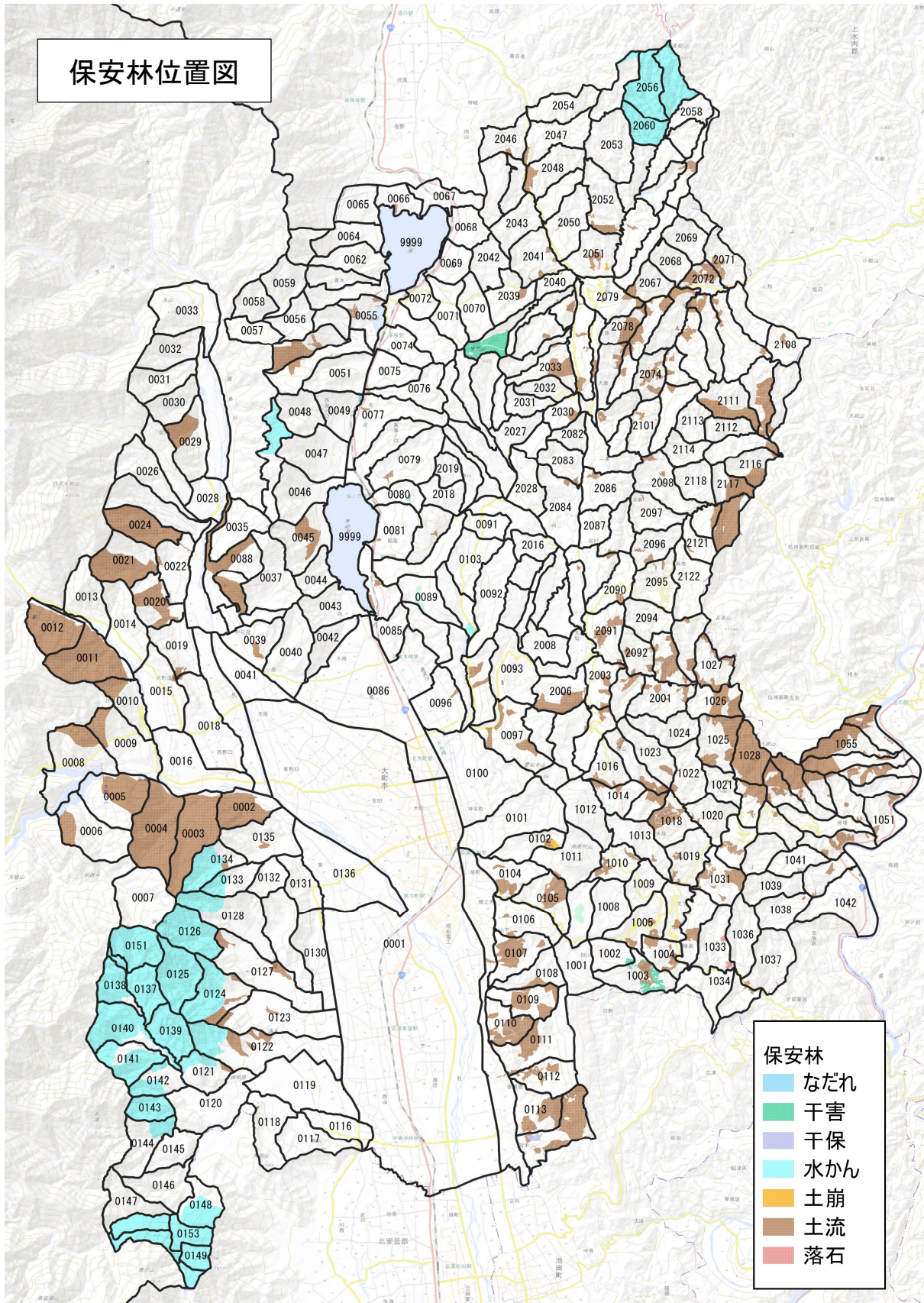
(出典: 国勢調査)

2 土地利用

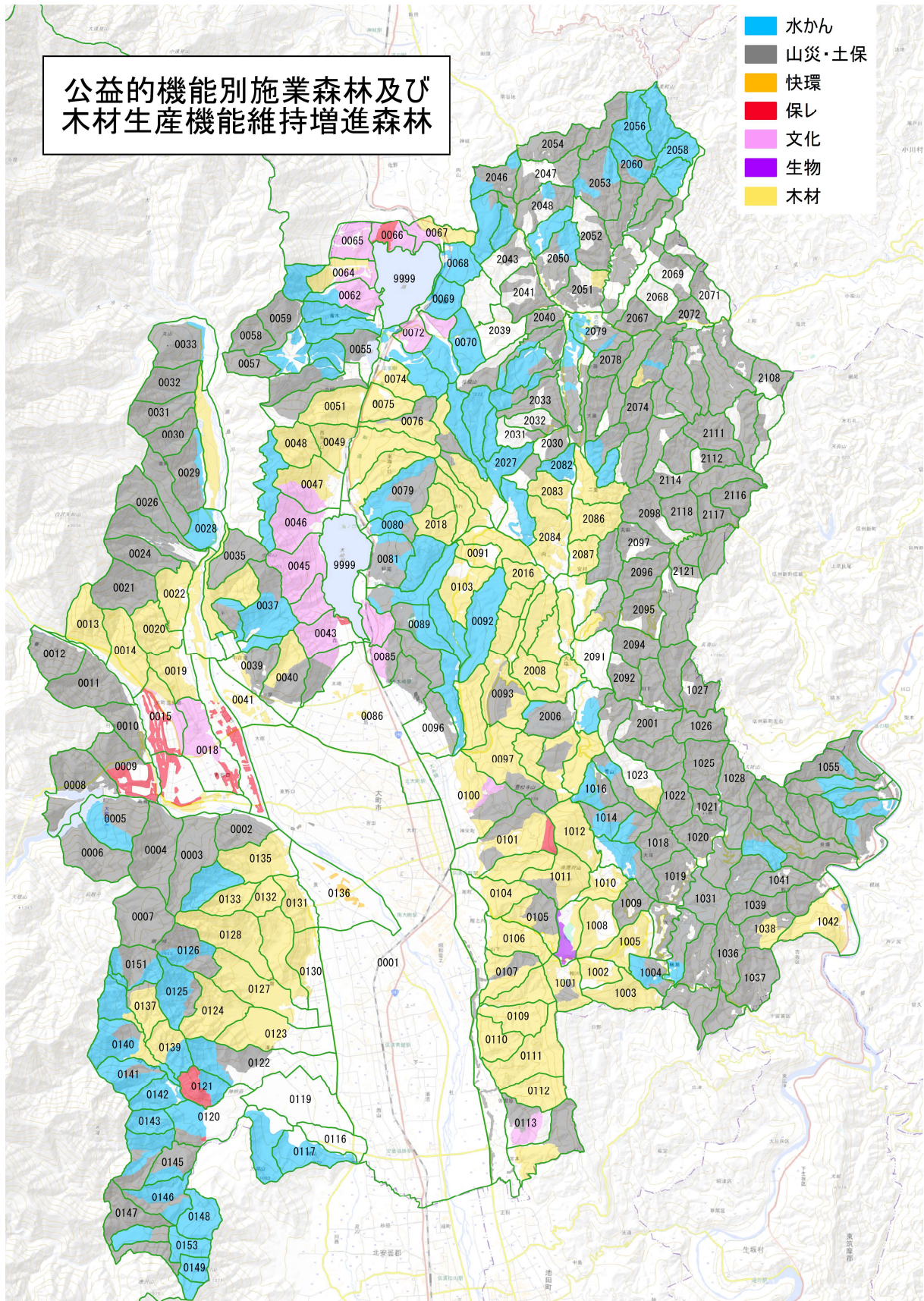
	年次	総土地面積	耕地面積				牧草地	その他面積
			計	田	畑	樹園地		
実数 (ha)	2020年	56,515	1,857	1,556	271	30	7	54,651
構成比 (%)		100.00	3.29	2.75	0.48	0.05	0.01	96.70

(出典：農林業センサス 2020)

別図1(※P5参照)



別図3(※P28~39 参照)



別図4(※P40 参照)

